

みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査事業業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

この企画提案コンペは、意識調査等により子どもや子育てを取り巻く状況等を把握するとともに、県民等からの意見もふまえ「みえの子ども白書（仮称）」としても位置付ける報告書を作成する目的で実施するみえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査事業業務を委託する者を選定するために実施します。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査事業業務
- (2) 業務内容 別紙「みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査事業業務委託仕様書」のとおり

3 企画提案コンペの参加要件

(1) 参加者資格

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式第1号）及び同申請書3に記載の添付書類を提出した者
- イ 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- エ 令和2年度以降に標本数3,000人以上の郵送法のアンケート調査・分析の業務を履行した実績を有する者であること。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- イ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ、総合的に最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式第1号）の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和5年3月9日（木）正午 必着（期限厳守）
- イ 提出先 三重県子ども・福祉部 少子化対策課 少子化対策・子ども応援班
- ウ 提出方法 郵送又は持参（電子メール又はFAXでの提出は受け付けない。）
※郵送の場合は、必ず電話にて受領確認を行うこと。

エ 参加資格決定通知 令和５年３月１７日（金）までに通知します。

（２）企画提案資料の提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和５年３月２０日（月）～同年３月２３日（木）正午 必着
※期間厳守（提出期間外には受理できません。）

イ 提出先 上記（１）に同じ

ウ 提出方法 上記（１）に同じ

（３）質疑応答

質問事項の取扱いについては、次のとおりとします。

ア 質問期間

令和５年３月３日（金）から同年３月１０日（金）正午まで

イ 質問方法

別紙質問様式にて行うものとし、ウに記載する担当課まで、FAX 又は電子メールのいずれかの方法で提出のうえ、送信後に必ず電話にて受信確認を行うこと。

ウ 提出先

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 少子化対策・子ども応援班

FAX（059-224-2270）、電子メール（shoshika@pref.mie.lg.jp）

エ 質問への回答

令和５年３月１５日（水）１７時までに県のホームページにて回答します。

（４）プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたって、以下のとおり、提案者によるプレゼンテーションを行います。

ア 日時

令和５年３月２８日（火） ※詳細は後日提案者に連絡します。

イ 場所

三重県庁内又は三重県庁付近の会議室

ウ 内容

プレゼンテーション１５分、質疑１０分（予定）

※説明者は各社３名以内とすること。

※プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書（紙）に基づいて、提案内容のポイントを中心に説明すること。プロジェクターは使わない。

※プレゼンテーションにおいて、提出済みの企画提案書とは異なる内容や追加の記述は認めない。

エ その他

企画提案書の提出が多数あった場合は、選定委員会において事前に書類審査を行い、提案者を１０者程度選定したうえで、当該提案者によるプレゼンテーションを行います。

(5) 評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目と観点は下表のとおりです。

項 目		観 点
1	企画内容	提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されているとともに、独自のアイデアが盛り込まれ、全体的に完成度の高いものとなっているか。 ・意識調査や分析する既存の統計データの項目は、過去の白書や県の少子化対策の現状等をふまえた提案となっているか。 ・県民等ヒアリングについて、対象者に調査データや統計データを効果的に伝え、議論して頂ける内容となっているか。
2	具体性	提案内容は、事業の趣旨を的確に反映し、具体的なものとなっているか。 ・既存の統計データの分析について具体的に例示されているか。 ・県民等ヒアリングの手法について具体的に例示されているか。
3	実現可能性	提案内容は、実現可能なものとなっているか。 ・学校を通して実施する意識調査の項目について、学校や教育委員会、保護者等から理解の得られる内容となっているか。 ・子ども調査と保護者調査の紐づけについて、確実に実施できるか。 ・既存の統計データの分析について、データの取得が可能な項目となっているか。 ・県民等ヒアリングについて、ヒアリング対象者数を確実に確保できるか。
4	実施体制	提案内容は、事業の実施に必要な体制が整っているか。 ・工程管理を行う人材が確保されているか。 ・意識調査の設計や実施、統計データ分析にかかる専門的なノウハウを持つ人材が確保されているか。 ・選挙人名簿による抽出作業と宛名ラベルの作成、ラベルのチェックにかかる人員が確保されているか。 ・意識調査のデータが正しく入力されているか確認する体制が確保されているか。 ・県民等ヒアリングを実施する人員が確保されているか。 ・報告書や概要版について、県民に分かりやすく伝えるためのデザイン等を工夫できる人材が確保されているか。
5	経済性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

5 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書 7部

A 4版で両面印刷、長編綴じとする。文字サイズは12ポイント以上、20ページ以内で作成し、ページ下部中央にページ番号を記載すること。

(2) 提案書の内容

①意識調査について

ア 調査項目の設計の考え方（三重県が提示する調査項目（案）に対する修正意見等）

②子ども調査と保護者調査の紐づけについて

ア 紐づけを行うための調査票への記載方法や子どもや保護者への配布方法 等

※学校経由で子ども調査と保護者調査を配付するにあたり、紐づけの手法による調査が確実に実施できるかどうか。

③既存の統計データによる分析について

ア 全国学力・学習状況調査の分析項目の例示

イ 全国学力・学習状況調査以外の統計データの分析項目の例示 等

④県民等ヒアリングについて

ア 県民等に対するヒアリングの方策案 等

⑤報告書の作成

ア 報告書全体の構成や概要版の作成に向けた考え方 等

⑥業務全体の実施体制

ア 実施体制（責任者の実績、経験、実施担当者等）

イ 業務行程等のスケジュール

⑦その他

ア 他者に対して優位であると思われる点、その他追記事項 等

(3) 見積書 1部（押印したもの）

- ・課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、本業務に係る所要経費を税抜額及び税込額が分かるように見積もってください。税額に1円未満の端数がある時は、その端数は切り捨ててください。なお、税とは消費税及び地方消費税相当額をいいます。
- ・記載様式は特に定めませんが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳（各工程ごとの人件費単価、工数等）を可能な限り詳細に記載してください。

(4) 会社概要書 1部

提案者の組織概要（会社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織体制、沿革等）を簡潔に記載してください。なお、同内容の記載があれば、会社パンフレット等の提出でも可とします。

6 契約上限額 11,511,720 円（税込）

7 その他

(1) 企画提案に要する費用はコンペ参加者の負担とします。

(2) 企画提案資料は返却しません。

(3) 選定方法は書類審査及びプレゼンテーション審査とします。

ただし、応募件数によっては、書類審査を省略する場合があります。

(4) 最優秀提案に選考された者は、選考の結果を受け取った日の翌日までに次の書類を担当課に提出してください（電子メール又はFAXでの提出可）。（※新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（電子メール又はFAXでの提出可）してください。）

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(5) 上記（4）による資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結します。

(6) 当企画提案コンペに基づく契約者決定の効果は、予算発効時において生じます。

8 担当課・担当者

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 井関・上出

〒514-8570 津市広明町13番地

電話 059-224-2404

FAX 059-224-2270

電子メール shoshika@pref.mie.lg.jp